Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年1月29日 海事局安全政策課

国際海事機関(IMO)において、

係船作業の安全対策のための条約改正案がまとめられました

~国際海事機関 (IMO) 第5回船舶設計・建造小委員会 ^(※) の開催結果概要~

大型船舶を係船するロープが破断して死傷者が出る事故が国内外で多数発生していることを受け、英国ロンドンの国際海事機関(IMO)で係船ロープの点検・保守に関する条約改正等の審議が行われています。今次会合において、わが国から提案した内容に支持が集まり、条約改正案がまとめられました。

平成30年1月22日から26日にかけて、英国ロンドンIMO本部にて第5回船舶設計・建造小委員会が開催されました。主な審議結果は以下のとおりです。

- 1. 係船作業の安全対策のための海上人命安全条約(SOLAS条約)の改正案がまとめられました。また、係船設備の設計及び点検・保守に関するガイドライン案の審議が進められました。
- 2. 現存の大型外航旅客船の浸水事故時に復原性計算を行う機器の設置に関するSOLAS条約 改正案がまとめられました。
- 3. 沖合の洋上施設に作業人員を輸送する船舶の安全要件を規定するSOLAS条約附属書新章の草案の作成等が進められました。

審議結果の詳細は別紙をご参照ください。

※:区画や復原性など、船舶の設計や建造に関する技術上・運用上の事項について審議を行う小委員会

問い合わせ先

海事局安全政策課船舶安全基準室

石原(内線 43-561)、宇貞(内線 43-567)

代表: 03-5253-8111 直通: 03-5253-8631 FAX: 03-5253-1642